

みえ医療福祉生協労組ニュース

発行:みえ医療福祉生協労働組合 発行日 2026年1月6日 No. 240

TEL・FAX: 059-264-7288 メール: mieiryohukuseiseikyourouso@gmail.com

謹賀新年

「働き続けられる職場」「ひとり一人の個性が大切にされる職場」をめざして、みえ医療福祉生協労働組合はさらに全力で奮闘する決意です。執行部は力を合わせ、それぞれの持ち味を活かして、頼りになる労働組合をめざしていきます。そして、労組員ひとり一人の思いと熱量が労働組合全体を動かす力になります。みんなでより良い職場と社会を作っていきましょう。今年もよろしく願いいたします。

中央執行委員長 久野浩司



冬季賞与の一律支給額について

常勤職員のプラス5万円（37時間職場）・7万円（40時間職場）について、支給明細を見ると支給時点で減額されています。回答では「社会保険料含む」とありますが、社会保険料は控除欄で引かれています。労使協議会で理由を尋ねたところ、プラス分の原資には補助金も含まれており補助金の規定上は法人負担分の社会保険料を引いてよいことになっているとのこと。そのため支給時点で法人負担分の社会保険料14.1%が引かれています。しかし、回答にはそこまでの説明は書かれておらず、団体交渉でもその説明はありませんでした。多くの職員が「社会保険料含む」の意味を「本人負担分の社会保険料を含む」と理解したはずで、よもや法人負担分を含んだ金額とは思わなかったはずで、労使協議会では経営側の説明不足を指摘しました。また今回の回答のわかりにくさも多くの職員から不満が出ていたため、今後は回答や団交において丁寧でわかりやすい説明をするよう要望しました。

どなたでも、労組へのご意見・ご要望をお寄せください →
職場の問題、労組へのご意見、日頃思っていること等、なんでも結構です。労働相談・生活相談も対応します（秘密厳守）。

